

富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム
平成30年度奨学金募集要項

1. 趣旨

富山大学（以下「本学」という。）における「大学の国際化を推進する学生交流の活性化」促進の一環として、外国への留学を希望する意欲ある本学の優秀な学生の修学上・生活上の支援を行うことを目的とする。

2. 申請要件

- (1) 本学に在籍する学生（ただし、外国人留学生、奨学金受給年度に学部1年生である者、研究生、科目等履修生等を除く。）で、28日以上、1年以内の海外留学を計画する者で、所属学部等の長及び指導教員から推薦のあった者。
- (2) 前年度（休学等により、前年度の成績がない場合は、直近の成績を用いる）の成績評価係数*が2.30以上であること。

[*成績評価係数の算出方法]

$$\frac{(\text{優・秀の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1) + (\text{不可の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

*総登録単位数には、H（評価対象外）は含まない。

- (3) 留学に必要な語学力を有すること。
 - (4) 本学学則及び本学大学院学則に定める留学に関する要件を満たすこと又は本学が教育上有益な学修活動と認めること。
 - (5) 受入れ大学等において、希望する期間の受入れが原則として承諾されていること。
 - (6) (独)日本学生支援機構海外留学支援制度奨学金等他の奨学金を受給する予定の学生は対象としない。
 - (7) 平成30年度中に外国への留学を開始すること。
前期対象期間：平成30年4月1日～平成30年7月31日に留学を開始する者
後期対象期間：平成30年8月1日～平成31年3月31日に留学を開始する者
 - (8) 過去に本プログラムに採択されていない学生であること。
- (注) 留学期間は3か月以上を推奨する。

3. 支援内容

支援することが決定した学生（以下「支援学生」という。）には、奨学金、授業料相当と認める額を支給する。

(1) 奨学金

奨学金月額（日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）に準じる。）

：指定都市10万円、甲地区8万円、乙地区7万円、丙地区6万円

(2) 授業料：留学先における授業料相当額（学費・登録料）

※学生交流等に関する協定による授業料免除の場合は支給しない。

※上限金額を30万円とする。

※語学の授業料のみの場合は支援対象外とする。

4. 支援人数

予算の範囲内で決定する。

5. 申請手続

申請を希望する者は、所属学部等の長を通じ、以下の申請書類を学長宛てに提出する。なお、申請者の所属学部等は、「2. 受給要件」をすべて満たしていることを必ず確認のこと。また、様式1はパソコン(文字の大きさは10～11フォントを目安)で入力すること。

- (1) 富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム申請書(様式1)
- (2) 富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム推薦書(様式1-2)(推薦文欄は指導教員が記入すること)
- (3) 相手先受入機関等からの内諾書(申請時に提出できない場合は、後日提出可)
- (4) 直近の成績証明書

6. 提出先・提出期限(部局でとりまとめて提出のこと)

国際部留学支援課

前期：平成30年2月9日(金)

後期：平成30年6月8日(金)

7. 選考

(1) 書類選考

書類選考は、富山大学国際交流センター運営委員会学生海外留学支援専門委員会(以下、「委員会」という)が実施する。

(2) 面接選考

面接選考は、学長、国際交流担当理事、国際交流センター長、その他学長が必要と認めた者が実施する。なお、面接選考対象者は、委員会が決定し、その結果を学長から所属学部等の長及び本人宛に書面で通知する。

(3) 最終選考

書類、面接選考の結果をふまえ、学長が受給者を決定し、その結果を学長から所属学部等の長及び本人宛に書面で通知する。

8. その他

- (1) 支援学生には、留学経験の質を高めるため、各部局及び国際交流センターが協力して留学の事前研修を行う。
- (2) 支援学生は、留学期間中に求められれば「富山大学基金便り」にメッセージを提出する。留学終了後1ヶ月以内に、報告書(様式5)を提出し、学内報告会にて発表を行う。
- (3) 支援学生に係る奨学金支給方法及び留学期間等変更の手続き方法については、別紙「奨学金に係る取扱いについて」に従うこと。